

在宅・訪問診療を希望される皆様へ！！

どのような人が訪問診療を利用できますか？

【対象となる方】

- ・寝たきりの方、または寝たきりに準じる方、高齢者の方など外出が困難なため定期通院できない方
- ・脳梗塞の後遺症や神経難病などにより日常生活動作に支障がある方
- ・当院より10 km以内にお住まいの方
- ・当院の外来再診の方
- ・急変時は救急車等による外来診療です（初診の際は外来受診して下さい）

訪問診療ではどのようなことをしてもらえるのですか？

- ・全身状態の診察を基本として、お薬の処方、点滴、経管栄養、人工呼吸器の管理等の医療措置が行われます。
- ・心電図、超音波検査、血液検査等も行います。
- ・入院調整をします。



訪問診療とは

計画的な医療サービス（＝診療）

病院へ通院することが困難な患者さんに対して、医師が定期的、計画的に自宅を訪問して診療を行うものです。

訪問・通所サービス：当院では、訪問診療に加え下記サービスを実施しています。

- ・松本西訪問看護ステーション TEL 0263-33-1331
訪問看護
訪問リハビリテーション
- ・松本西訪問介護ステーション TEL 0263-39-1391
訪問介護
- ・通所サービス（フレイル予防・健康増進） TEL 0263-33-3301
リハビリ特化型デイサービスしろにし
（通称：リハデイしろにし）

【ご相談・お問い合わせ】（受付）地域医療保健福祉部

〒390-8648 松本市城西1-5-16

TEL 0263-33-6400（代表）内線7127

